

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24503302
事務事業名	障害者地域福祉計画策定事業
予算書の事務事業名	2. 障害者福祉計画策定事業
事業期間	開始年度 平成19年度 終了年度 平成20年度 業務分類 5. ソフト事業
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	住田 賀津彦
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード2 524009
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築
施策名	4. 障がい者の社会参加と自立の促進
区分	なし
基本事業名	その他

予算科目	コード3 001030105
会計	一般会計
款	3. 民生費
項	1. 社会福祉費
目	5. 障害者福祉費

◆事業目的・概要（どのような事業か） 平成20年度に策定した魚津市障害者福祉計画の進行管理を行う。				単位	実績		計画				
					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者、障害児		① 策定委員会予定回数	回	1	1	2	1	1		
			②								
			③								
手段	<平成22年度の主な活動内容> 計画の進捗状況を確認した。 *平成23年度の変更点 なし		① 策定委員会実施回数	回	0	1	2	1	1		
			②								
			③								
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 保健医療制度や福祉、教育、就業制度など障害者に関係する様々な問題をクリアし障害者の自立支援に寄与する。		① 予定回数/実施回数	%	0.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
			②								
			③								
その結果	<施策の目指すがた> 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。			↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 平成10年にリハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念に「魚津市障害者福祉計画」を策定したが障害者自立支援法の制定や在宅福祉の見直し等の流れの中で、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年計画を作成した。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
					③その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
					④一般財源	(千円)	0	32	376	60	60
					A. 予算（決算）額（①～④の合計）	(千円)	0	32	376	60	60
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 障害者基本法第9条第3項及び障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画として位置づけられており、今後も社会情勢等の変化に伴い変更が予想される。				①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	2	
				②事務事業の年間所要時間	(時間)	20	40	200	40	40	
				B. 人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	84	168	841	168	168	
				事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	84	200	1,217	228	228	
				(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入） なし				◆県内他市の実施状況		(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				○ 把握している		未調査のため不明					
				● 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 障害者基本法等に基づき市町村の策定が義務付けられている。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	・障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項、 ・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 業務の内容から考慮して、妥当と思われる。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 事務処理に要する時間のみであり、削減できない。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明 受益者負担はない。
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 他市もほぼ同様と思われる。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

年度

☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止

☐ 他の事務事業と統合又は連携

☐ 目的見直し

☐ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	平成24年度から平成26年度までの計画として進行管理を行う。	コストの方向性
			維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性
			維持

★課長総括評価（一次評価）

国の法律、市の施策等に基づき実施されており、妥当である。		二次評価の要否
		不要

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	24302202	
事務事業名	障害者住宅改善事業	
予算書の実業名	12. 障害者住宅改善事業	
事業期間	開始年度	平成元年
実施方法	○ 1. 指定管理者代行	○ 2. アウトソーシング
	● 3. 負担金・補助金	○ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	浦田 あゆみ	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	524009
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	4. 障がい者の社会参加と自立の促進	
区分	なし	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	1. 社会福祉費	
目	5. 障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）					単位	実績		計画					
在宅の重度障害者が安心安全に日常生活を送り、介護者の負担を軽減するために、必要な住宅改善にかかる費用の一部を助成する。						21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 以下のいずれかにあてはまる在宅の障害者で住宅改善の助成を希望するもの。 ①身体障害者手帳1・2級の所持者で、視覚・肢体に障害を持つ者 ②内部障害があり、補装具として車椅子の交付を受けた者 ③療育手帳Aの所持者	➡	対象指標	① 住宅改善事業の申請者数	人	3	2	7	7	7			
			②										
			③										
手段	<平成22年度の主な活動内容> 対象者からの申請に基づき交付決定し、実績報告を受け、支出する。 *平成23年度の変更点 なし	➡	活動指標	① 住宅改善事業の助成金の交付決定者数	人	3	2	7	7	7			
			② 住宅改善事業の助成金の助成額	千円	1,079	1,167	4,534	4,534	4,534				
			③										
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅の重度障害者が安心して安全に日常生活を送ることができ、その介護者の介護負担の軽減を図る。	➡	成果指標	① 受給者数／申請者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00			
			②										
			③										
その結果	<施策の目指すがた> 重度の障害があっても施設ではなく、家族と一緒に自宅で生活することができる。	➡	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入										
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 富山県在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱、魚津市在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	539	583	2,267	2,267	2,267	
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	
						④一般財源	(千円)	540	584	2,267	2,267	2,267	
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	1,079	1,167	4,534	4,534	4,534	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 重度の障害があっても自宅での介護や生活を希望する方が増えると思われる。						①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	
						②事務事業の年間所要時間	(時間)	400	400	400	400	400	
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682	
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	2,761	2,849	6,216	6,216	6,216	
						(参考) 人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 特になし					◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)							
					● 把握している	➡	県要綱に基づき同様に実施している。						
					○ 把握していない								

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明 この事業により、障害のある方も在宅で生活できるようになる。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	富山県在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 対象者は限られており、助成できる工事費は見積を精査しているため、削減余地はない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 適切と思われるため。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 なし
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☒ 平均 ☐ 低い	説明 県の補助金事業のため、県内市町村は一律の基準に基づいて決定している。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☒ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☐ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☒ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低い、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☐ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。	二次評価の要否
	不要